

令和5年1月27日

**雲 仙 市**

担当課	総務部 人事課
担当者	稲本・林田
電 話	0957-38-3111
F A X	0957-38-3514

「雲仙市職員の懲戒処分」について

標記について、別紙のとおり懲戒処分の内容及び市長コメントをお知らせいたします。

3枚（この送付票を除く。）

- 雲仙市職員の懲戒処分について 2枚
- 市長コメント 1枚

令和5年1月27日

各報道機関各位

雲仙市総務部 人事課

### 雲仙市職員の懲戒処分について

標記につきまして下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 事案①

1. 所属、職名、年齢、性別  
総務部人事課付 主査 31歳 男性
2. 処分の内容及び処分年月日  
処分内容 : 減給 1/10 3箇月  
処分年月日 : 令和5年1月27日
3. 処分に至った事案の概要

令和4年10月に、飲酒後に路上を歩行中、すれ違いざまに女性の臀部を触り、痴漢行為により警察に逮捕されたことが発覚したため、本日、関係職員を「懲戒（減給1/10 3箇月）処分」といたしました。

なお、被害女性が被害届を提出されたことから、関係職員は書類送検されておりますが、被害者との間で示談が成立したこともあり、最終的には、同年12月20日に不起訴処分と決定されております。

しかしながら、故意に一般市民に対して不法行為を行ったことは許されるものではなく、懲戒処分としたものです。

##### 事案②

1. 所属、職名、年齢、性別  
総務部市民安全課 参事補 42歳 男性
2. 処分の内容及び処分年月日

処分内容 : 減給 1 / 10 1箇月

処分年月日 : 令和5年1月27日

### 3. 処分に至った事案の概要

令和4年2月に、青信号で横断歩道を横断中の被害者に自家用車で衝突し、重傷を負わせた関係職員を「懲戒（減給1 / 10 1箇月）処分」といたしました。

なお、被害者の治療が終了後、同年11月27日に示談が成立しておりますが、被害者に過失はなく、事故発生の原因や結果を重く捉え懲戒処分としたものです。

## 市長コメント

本日、1月27日付けで、飲酒後に路上を歩行中、すれ違いざまに女性の臀部を触り、痴漢行為により警察に逮捕された関係職員及び青信号で横断歩道を横断中の被害者に自家用車で衝突し、重傷を負わせた関係職員に懲戒処分を行いました。

このような事案が起きたことは誠に遺憾であり、行政に対する市民の皆様の信用を失墜させる行為であり、多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後こういうことがないように、徹底した綱紀粛正を行い、早急に再発防止策を講じるとともに、市民の皆様の信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

令和5年1月27日

雲仙市長 金澤 秀三郎